

## 足利市地域自立支援協議会設置要綱

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、本市における相談支援事業を効果的に実施するとともに、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑におこなうため、相談支援事業の適切な運営及び障害福祉サービス等の利用支援並びに地域の関係機関のネットワークづくりの中核的な役割を果たす協議の場として、足利市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (運営主体)

第2条 協議会の運営主体は、足利市とする。

2 市長は、協議会運営の全部又は一部を適切な協議会運営を行うことができると認められる指定相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に委託することができる。

### (組織)

第3条 協議会は、委員35名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療関係者、指定相談支援事業者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者並びに関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を1名及び副会長を若干名置く。

2 会長及び副会長は、指定相談支援事業者及び関係行政機関の職員の中から委員の協議により選出する。

3 その他必要な役職は、協議の上置くことができる。

### (会長及び副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議に、会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議事項)

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 困難事例への対応に関する事項
- (2) 障害福祉サービスの利用に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条第1項に規定する事項その他障がい者の虐待の防止に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(専門部会)

第9条 協議会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、必要に応じて委員以外の者を構成員とすることができる。

(運営会議)

第10条 協議会の円滑な運営を図るため、課題の整理及び確認並びに連絡調整等を行う運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、指定相談支援事業者及び関係行政職員の中から会長が指名する者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(秘密の保持)

第11条 協議会の委員及びその事務に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議会の所管)

第12条 協議会の庶務は健康福祉部障がい福祉課において処理する。

- 2 前項の規定に関わらず、第2条第2項の規定により、市長が指定相談支援事業者に協議会の運営を委託したときは、当該指定相談支援事業者が委託を受けた範囲内において協議会の庶務を処理することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。なお、「足利市自立支援協議会実施要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。